

動物

「注射」は大切な決まりごと
 忘れないで！狂犬病予防注射

問い合わせ 環境課 遠藤 ☎(53) 2609

飼い犬への年1回の狂犬病予防注射は、法律により飼い主に義務付けられています。毎年4月から6月は「狂犬病予防注射月間」です。
 下記の集合注射で予防注射を受けられない場合は、6月までに必ず動物病院で行ってください。
 *高齢や病気中の飼い犬については、動物病院にご相談ください。

持ち物
 ①予防接種の案内はがき ②愛犬手帳
 ③料金3,320円(注射料金2,770円+注射済票交付手数料550円)
 *おつりのないようお願いします。



期日	時間	会場
4月11日(木)	9:00~10:00	萩間公民館
	10:30~11:30	牧之原区民センター
	13:00~14:30	トーク地頭方
4月12日(金)	9:00~10:00	細江コミュニティセンター
	10:30~11:30	勝間田会館
	13:00~14:30	坂部区民センター

期日	時間	会場
4月15日(月)	9:30~11:30	榛原庁舎 北側駐車場
	13:00~14:30	
4月16日(火)	9:30~11:30	相良庁舎 史料館前駐車場
	13:00~14:30	

施設

ぐりんばるテニスコートがリニューアルオープン
 プレいしやすいテニスコートを利用してください

問い合わせ 健康推進課 松浦 ☎(23) 0025



改修前のコート。人口芝がめくれてしまい、ボールの方向が変わってしまうなどの影響が出ていました



新しくなったコートで伸び伸びとプレーを楽しむ生徒たち

榛原総合運動公園ぐりんばるのテニスコートは平成7年3月の開設以来、多くの皆さんに利用されてきましたが、人工芝の老朽化が目立ち、プレーにも影響が出てきたことから今年度、改修工事を行いました。工事では、4面の砂入り人工芝の張り替えと支柱などの設備の更新を行い、総工費は約1480万円でした。
 2月17日には市内のテニス愛好団体「榛原ソフトテニスクラブ」の運営協力により、工事の完成を祝う「市内中学生ソフトテニス大会」が開かれました。
 大会には相良・榛原両中学校のテニス部員約130人が参加。開会式では、榛原中女子テニス部主将の杉山愛菜さんが「きれいなコートで大好きなテニスができてうれしい。感謝の気持ちを忘れず、これからも全力でプレーしていきたい」とお礼の言葉を述べました。生徒たちは新しい芝の感触を確かめながら、技術の向上と交流を兼ねた親睦試合に汗を流しました。
 3月1日から一般貸し出しを行っています。利用申し込みは、ぐりんばる ☎(22) 8899 までお願いします。

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます
 困ったときはお気軽に相談してください

問い合わせ 市民相談センター 横山 ☎(23) 0088

困ったときには独りで悩まずに、まずは市民相談センターに相談してください。秘密は守られます。最近よくある相談とアドバイス

「相談1」 賃貸住宅契約の注意点
 賃貸住宅の入退去の際にはどのようなことに注意したらよいか。
 ■退去時のアドバイス
 ①必ず家主(管理会社)の立ち会いの下で、精算を行う。
 ②「現状回復」とは入居時の状態に戻すことではないので、国のガイドラインに沿った精算を依頼し、精算書に納得がいかない場合は安易に署名、なつ印をしない。
 ■入居時のアドバイス
 ①想像と異なることが多いため、実際に住宅を見てから契約する。
 ②契約前の仮押さえなどの申込金を安易に支払わずに、契約不成立時に返金されるか確認しておく。
 ③契約書や重要事項説明書をよく読み、室内の汚れや損傷については、写真を撮るなど記録しておく。

「相談2」 注文した覚えのない商品の送り付け
 ある日突然「注文してくれた健康食品を送る」という電話があり、注文した覚えがないので断ったが、強引に代金引換で商品を送り付けられたが、どうしたらよいか。
 ■アドバイス
 注文していない場合は、商品が届いたら受取拒否をして、送り主に受取拒否通知を出しましょう。電話でうっかり受け取りの返事をしてしまったら、クーリング・オフが可能なため、あきらめずに相談してください。

「相談3」 身に覚えのない請求書
 インターネットショッピングやサイトの利用、ゲームの支払いなどで安易にカード番号を入力してしまい、カード番号を勝手に使われ、身に覚えのない請求が届いた。
 ■アドバイス
 インターネットで商品を購入する際には毎回、登録番号を変えるなどセキュリティに気を付けましょう。カードの利用明細をよく確認し、身に覚えのない請求があった場合は、カード会社に連絡して確認しましょう。万一、カードを紛失したらすぐにカード会社に連絡してください。リボルビング払いは返済額が分かりにくいので、注意が必要です。

自治

シリーズ自治基本条例推進会議
 最終回 市民参加条例の制定に向けて

問い合わせ 地域政策課 石神 ☎(23) 0053

2月28日に第9回牧之原市自治基本条例推進会議を開催しました。今回は、「市民参加条例(仮称)」が制定された場合に実際の業務に携わる市職員から意見を聞くため、委員と市職員の合同会議という形で実施しました。
 これまで検討してきた同条例の素案の内容を職員に説明するとともに、主に「市民参加の方法」について、グループや全体での意見交換を行いました。
 主な意見は次のとおりです。
 ■条例全般について
 ▼市民が参加しやすいように、親しみやすい条例名にしたらどうか。
 ▼市民投票の規定には、市民が条例の制定請求をする際に必要な書類や書き方など、具体的な内容を盛り込む方がよいのではないか。
 ▼市民投票が独立した構成になっているが「市民参加の方法」に含めたほうが分かりやすいのでは。
 ■参加の方法について
 「ワークショップについて」
 ▼市では「男女協働サロン」の名称が定着しているので、その名称を明記して説明を付けた方がよい。
 「市民政策提案手続について」
 ▼この方法で取り扱う「政策」と



意見を発表する推進会議委員(右の2人)